

令和4年 第9回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月24日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員（12名）

1 番	大槻 尚浩	2 番	廣中 和幸	3 番	井上 一味	4 番	佐藤 秀昭
5 番	小建 一彦	6 番	齊藤 貴浩	7 番	東海林 正幸	8 番	樋渡 秀晃
9 番	篠原 正博	10 番	松本 和彦	11 番	野里 光幸	13 番	溝井 雅幸

4. 欠席委員（1名） 12 番 有馬 和幸

5. 議に付した事件

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 下限面積（別段面積）の設定について

報告第3号 事務局職員の任免について

報告第4号 標準処理期間の設定について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中 耕太 事務局職員 早川 拓馬

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん大変ご苦労様です。

収穫も順調に進んでいると思いますが、くれぐれも農作業事時には怪我のないように注意をしていただき、農作業を進めていただきたいと思います。

会 長 それでは只今より、令和4年第9回置戸町農業委員 会議を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、10番 松本和彦委員、13番 溝井雅幸委員を指名します。

事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、12番 有馬和幸委員 1名でございます。

本日の提案議案は、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」から、報告第4号「標準処理期間の設定について」までの 4件です。

以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。事務局より説明させます。

事務局長 議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

提出年月日は本日付です。案件は2件です。

1番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇番地〇〇 〇〇〇〇
さんで、利用権の設定等をするもの、売り手は、札幌市〇〇条〇〇 〇〇〇〇
です。

土地の所在は字〇〇番〇〇他38筆、面積合計は632,331㎡、利用権
設定等の種類は所有権で、売買金額は 21,035,000円、反当り 3
3,200円です。

あっせん委員は、野里委員、斎藤委員、東海林委員です。

場所につきましては、6ページの第1図をお開きください。

(第1図にて概要説明)

2ページをお開きください。

2 番 利用権の設定等を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇番地〇〇 〇〇〇〇
さんで、利用権の設定等をするもの、売り手は、北見市〇〇番地〇〇 〇〇〇
〇さんです。

土地の所在は字北光4 4 番1 6 他1 7 筆、面積合計は2 0 2, 7 6 5 m²、利
用権設定等の種類は所有権で、売買金額は 7, 1 0 0, 0 0 0 円、反当り 3
5, 0 0 0 円です。

あっせん委員は、斎藤委員、東海林委員です。

場所につきましては、7ページの第2図をお開きください。

(第2図にて概要説明)

以上で、議案第2 4 号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第2 4 号について説明がありました。
最初に議案第2 4 号1 番について質疑を行います。何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2 4 号1 番について、原案のとおり可決することに賛成の
委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第2 4 号1 番は、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に議案第2 4 号2 番ですが、私に対する利用権設定の案件ですので、議長
を会長職務代理者の6 番齊藤委員にお願いをいたします。

(〇〇委員議長登壇)

.....

議 長 それでは議事を進行します。
〇〇委員の退席を命じます (〇〇委員退席)

議 長 これから議案第2 4 号2 番について質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第24号2番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議長 賛成多数と認め、議案第24号2番については原案のとおり可決いたしました。

〇〇委員の復席を許可します。 (〇〇委員復席)

それでは、議長を交替します。

.....

(〇〇委員降壇) (〇〇議長登壇)

会長 〇〇議長ありがとうございました。

会長 次に、議案第25号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題としますので議案の3ページをお開きください、事務局より説明させます。

事務局長 議案第25号 下限面積（別段面積）の設定について

このことにつきましては、平成21年の農地法の改正から同様の取り扱いをしています。(1)「農地法施行規則第17条第1項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の8割を超えているため。

(2)「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、農地法30条の規定に基づく利用状況調査の結果、町内の耕作放棄地や遊休農地がないため、現段階での必要はないと判断したため。

以上で議案第25号の説明を終わります。

会長 ただいま、事務局より議案第25号について説明がありました。

これから質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

会長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第25号については、原案のとおり可決しました。

会 長 それでは次に、報告第3号、事務局職員の任免について議題とします。4ページをお開きください事務局より説明させます。

事務局長 先ほど既に挨拶がありましたが、議案での報告をいたします。
報告第3号、農業員会事務局の人事異動でございます。
大垣主事の人事異動に伴い後任に、早川主事が発令となりました。以上で報告第3号の説明を終わります。

会 長 只今、事務局より説明がありました、なにか質問はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 それでは、報告第3号につきましては、報告済みといたします。

会 長 次に、報告第4号「標準処理期間の設定について」を議題とします。
議案の5ページをお開き願います、事務局より説明させます。

事務局長 報告第4号「標準処理期間の設定について」をご説明いたします。
行政手続法第6号において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされています。
このことから、毎年各委員会で個々に期間を定め公表することとなっており、農業委員会での農地法第3条第1項の標準処理期間を30日と設定いたしました。以上で報告第4号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より報告第4号について説明がありました。
質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、これで報告済みといたします。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
これで令和4年第9回農業委員会を閉会いたします。